

**令和5年度農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）
（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち農福連携支援
事業及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型））
追加公募要領**

第1 はじめに

農山漁村においては、人口の減少・高齢化、社会インフラの老朽化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する中で、農林水産業における新たな労働力の確保と障害者等の新たな就労・雇用の場の提供を可能とする農福連携の取組が拡大しつつあります。

農福連携とは、障害者等の農林水産分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組であり、地域農業及び地域資源の維持のほか、農林水産業経営の発展にも繋がることが期待されています。

こうした取組を積極的に行うことは、地域活性化の一端を担うこととなり、農山漁村の自立と発展を促す観点からも、農福連携の推進は重要となっています。

このため、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち農福連携支援事業及び農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型））では、障害者等の雇用及び就労等を目的とした農林水産物生産技術の習得、農林水産物生産施設の整備等を支援します。

農山漁村振興交付金（以下「振興交付金」といいます。）の応募方法及び交付対象となる団体等については、この要領を御覧ください。

また、振興交付金の交付を希望する場合には、この要領のほか、農山漁村振興交付金交付等要綱（以下「交付等要綱」といいます。）並びに農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（以下「実施要領」といいます。）及び同要領別記5を必ず御確認いただき、必要な提出書類を以下の公募期間内に提出いただくようお願いいたします。

追加公募期間：令和5年6月26日（月）から令和5年7月18日（火）まで

第2 事業内容

この要領により追加公募を行う事業は、次に掲げる取組とし、その事業内容、事業実施主体及び事業実施期間については、次の1から3までに定めるとおりです。

1 事業内容

事業内容は次の（1）及び（2）のとおりです。なお、具体的な事業内容、選定要件、交付率及び助成額は別表1に定めるとおりです。

（1） 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）のうち農福連携支援事業（以下「農福連携支援事業」といいます。）

農林水産物の生産技術の習得、移動式トイレのリース方式による導入、作業マニュアルの作成等の取組。

（2） 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）（以下「整備事業（農福連携型）」といいます。）

農林水産物生産施設、農林水産物加工施設、休憩所トイレの整備等。

2 事業実施主体

農福連携支援事業及び整備事業（農福連携型）の事業実施主体は、農林水産業を営む法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、医療法人、農業協同組合等の農林漁業者の組織する団体、民間企業、実施要領別記5の第1の1に定める地域協議会です。

3 事業実施期間

農福連携支援事業及び整備事業（農福連携型）の事業実施期間は、振興交付金の交付決定の日から令和8年3月31日までとします。

ただし、国からの助成は、事業開始年度及び翌年度までの2年間であり、3年目については国からの助成はありません。

第3 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 農山漁村振興交付金事業実施提案書（別添様式。以下「提案書」といいます。）

提案書には、目標年度（事業の開始年度から起算して3年目の年度をいいます。）までの取組内容や主な経費、実施体制、事業の目標等の具体的な計画内容、施設の整備内容等の必要事項を記入してください。

なお、事業の目標（障害者等の雇用・就労者数、売上額等）の設定に当たっては、別表2の例を参考にしてください。

また、振興交付金の対象となる経費は、農福連携支援事業については本要領の別表3、整備事業（農福連携型）については実施要領別記5の第8に定めるとおりです。

(2) 提案書に添付する資料

ア 原則

イからエまでに該当する場合を除き、以下の（ア）から（コ）までの資料を添付してください。

(ア) 提案者の設立趣意書、定款、規約等

(イ) 提案者の活動内容の概要が確認できる資料

(ウ) 提案する事業を連携して実施する団体等がある場合は、その団体等の概要が確認できる資料

(エ) 提案者の財務状況が確認できる資料（過去の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等）

(オ) 提案する事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）及び経理責任者の取組実績並びに事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料

(カ) 施設等の整備予定地の現況写真及び位置図、施設平面図等の図面

(キ) 施設等の整備予定地の所有権、賃借権などの権利を有していることが確認できる資料

(ク) 施設等の規模及び事業費の決定に係る根拠資料

(ケ) 施設等の管理規定案又は利用規定案（実施要領別記5の第7を参照）

(コ) 施設等の整備予定地が、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村基本方針、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村基本計画等において、保全の方針が示されている農地に該当する場合には、当該地域の市町村基本方針又は市町村基本計画等の写し

- イ 整備事業（農福連携型）を実施する場合
アの（ア）から（コ）までの資料に加えて、以下の資料を添付してください。
費用対効果の算定資料
- ウ 農福連携支援事業のみを実施する場合
アの（ア）から（オ）までの資料に加えて、以下の資料を添付してください。
整備済の農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等の現況写真及び位置図、
平面図等の図面、当該施設等の所有権、賃借権等の権利を有していることが確認
できる資料
- エ 事業実施主体が地域協議会の場合にあつては、上記の資料に加えて、以下の
資料を全て添付してください。
 - （ア）実施要領別記5の第1の1の要件を満たす地域協議会の設立を確認できる
資料（提案書の提出時点で地域協議会が設立されていない場合には、地域
協議会を設立するための規約等の案を添付すること。ただしその場合、交
付等要綱第5に定める農山漁村振興推進計画及び交付等要綱第6に定め
る事業実施計画（以下「振興推進計画等」といいます。）を国に提出する時
までに地域協議会を設立する必要があることに留意すること。）
 - （イ）提案者が開催した直近の総会等の資料並びに予算資料及び決算資料
 - （ウ）地域協議会に参加する者の活動内容が確認できる資料

2 応募に当たっての留意事項

- （1）提案書の作成については、以下のことに留意してください。
 - ※御留意いただけない場合は、審査対象外となる可能性があります。
 - ア 提案書の文字サイズは11ポイント以上で作成すること。
 - イ 提案書本体の枚数がA4版10枚以内となるように作成すること。
 - ※提案書本体とは、別添様式「4. 事業実施提案内容」に定める別紙「農山漁村
振興交付金事業実施提案書」とします。なお、添付書類は枚数から除外しま
す。
 - ウ 一般的な用語を用い、平易な文章で記載すること。
- （2）提案者が、提案書類の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」といい
ます。）第17条第1項又は第2項の規定に基づく交付決定の取消しを受けたこと
がある場合には、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実
を考慮するものとします。
- （3）本事業による取組が、以下の事業による取組と内容が重複する場合には、本事
業に応募することはできません。（オからキまでの事業は厚生労働省が所管する
事業です。）
 - ア 「農」のある暮らしづくり交付金（「農」のある暮らしづくり整備対策）
 - イ 都市農業機能発揮対策事業（都市農業機能発揮整備事業）
 - ウ 農山漁村振興交付金（都市農村共生・対流及び地域活性化対策（農福連携対
策のうち福祉農園等整備事業））
 - エ 農山漁村振興交付金（農福連携対策のうち農福連携整備事業）
 - オ 社会福祉施設等施設整備補助金
 - カ 障害者作業施設設置等助成金
 - キ 農福連携による障害者の就農促進プロジェクト
- （4）農福連携支援事業と、整備事業（農福連携型）は、原則として、併せて実施す
るものとします。

ただし、以下の要件を満たす場合にはそれぞれ単独で実施することができます。

ア 農福連携支援事業のみ実施する場合の要件

提案者が農林水産物生産施設等を既に運営している等、提案書に記載された農福連携の取組を行う場所が確保されていること。あわせて、第3の1のウに定める資料を添付すること。

イ 整備事業（農福連携型）のみ実施する場合の要件

提案者が、障害者等（実施要領別記5の第1の6の障害者等をいいます。以下同じです。）の雇用・就労を目的とした農林水産物生産施設を運営している等、既に農福連携に取り組んでおり、かつ、障害者等が生産技術、加工技術等を習得しているため、本事業で新たに整備する施設等においても、その技術が十分に活かされ、農福連携支援事業を実施せずとも、実施要領別記5の第3の2の（2）により定める目標の達成が見込まれる計画であること。

3 2の提案書等の提出方法等

(1) 提出先

第8に記載する書類提出先に提出いただくようお願いします。

(2) 提出期限

令和5年7月18日（火）17時まで（郵送の場合は同日必着）

(3) 提出に当たっての留意事項

ア 提案書を提出する際には、必要な添付資料が揃っているか必ず確認願います。

イ 提案書及び添付資料（以下「提案書等」といいます。）に、虚偽の記載、必要となっている添付書類の添付漏れ等不備がある場合には、審査対象となりません。

ウ 提出する提案書は、提案者1者につき1点に限ります。

エ 提案書等の提出部数は1部です。

オ 提案書等の提出については、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）で電子申請いただけます。なお、電子申請の詳細については、こちら（<https://e.maff.go.jp>）を御確認ください。

カ 提案書等の作成及び提出に要する一切の費用は提案者の負担とし、提出された提案書等の返却は行いません。

キ 提出された提案書等については、機密保持に努め、審査以外には使用いたしません。

第4 説明会の開催

公募に係る説明会に代えて、各農政局等のホームページにおいて、音声ファイルによる説明動画を掲載しますので、説明を御確認いただき、御質問等がありましたら、第8に記載の所管する農政局等のお問い合わせ先に御確認ください。

第5 提案書の選定等

1 審査方法

事業承認者（提案書の事業を実施する区域が北海道の場合には農林水産省農村振興局長、沖縄県の場合には内閣府沖縄総合事務局長、それ以外の都府県の場合には地方農政局長をいいます。以下同じです。）が、外部有識者等から成る選定審査委員会（以下「選定審査委員会」といいます。）を設置し、2に掲げる審査の観点に基づき提案書等の審査を行います。

選定審査委員会においては、提案書等の内容について書類審査及び必要に応じて

ヒアリングによる審査を行い、それらの審査結果を基に振興交付金を交付する候補者（以下「交付候補者」といいます。）の案を決定します。なお、交付金の額は予算の範囲内で調整されるほか、選定審査による対象経費等の精査の結果、提案額より減額されることがあります。

選定審査会の議事及び審査内容については非公開とし、交付候補者の案の決定に関わる審査の経過、審査結果等に関する一切の質問は受け付けませんので御了承願います。

2 審査の観点

(1) 審査における共通事項

ア 事業目的の理解度及び事業の必要性

(ア) 振興交付金の趣旨及び目的を理解し、これらに沿ったモデル性のある取組であるか。

(イ) 地域の課題及びニーズに対応した取組であるか。

イ 事業実施による効果、自立的・継続的な取組への展開など事業計画の有効性

(ア) 事業目標の設定は妥当であるか。

(イ) 事業完了後、自立的・継続的な取組が可能か。

ウ 事業実施手法の妥当性・効率性

事業費の効率的な執行が見込まれるか（一過性のイベントへの支払経費に偏っていないか等）。

エ 事業遂行のための実施体制の妥当性

(ア) 代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理担当者等事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。

(イ) 適切な経理処理能力を有しているか。

オ 障害者等が農林水産業に関わるための取組の具体性

(ア) 地域における障害者等の取組内容や時期等が明確、かつ、具体的にしているか。

(イ) 農林水産物等の生産から販売までの行程管理が明確、かつ、具体的にしているか。

カ 地域農林水産業や農山漁村地域に果たす役割の具体性

(ア) 地域農林水産業の維持に繋がる取組となっているか。

(イ) 障害者等が地域の農林水産業の労働力として活躍できる取組となっているか。または、高齢者が生きがいをもって、地域と繋がって活躍できる取組となっているか。

(ウ) 農林水産物の販売等を通じて地域と関わるなど、地域の活性化に繋がる取組となっているか。

キ 他の施策との関連

実施要領別記5の第11に掲げる施策との連携が認められる取組である場合には、審査において配慮します。

(2) 審査における個別事項

別表1の事項2の事業のうち交付率及び助成額欄の2の(3)の経営支援（農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農業生産施設等の整備）を実施する場合は、以下の要件を全て満たす必要があります。

なお、提案者が、当該事業を契機として新たに農福連携に取り組む場合には、審査において配慮します。

- ア 農福連携の取組を取り入れて経営改善を積極的に進めることが確認できるものであること。
 - イ 農福連携のモデル的な取組として全国的な横展開に資するものであること。
 - ウ 農福連携の取組に当たり地域の福祉団体等関係団体との連携が確実であることが確認できること。
 - エ 事業開始年度から目標年度までの各年度について、農林水産業の経営発展のための経営分析を行う事業内容となっており、かつそのための費用が事業費に含まれていること。
- (3) 別表1の事項2の事業を実施する場合は、以下の項目の全てを満たしていない場合、選定の対象となりません。

ア 事業効果の妥当性

- (ア) 農福連携に関連する取組と関連したものになっていること
- (イ) 事業効果は、利用計画に基づいた妥当な内容となっていること
- (ウ) 費用対効果(※)が1.0以上あること

〔※ 費用対効果分析の算定は、農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策のうち農山漁村発イノベーション整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号農林水産省農村振興局長通知）を参考にして、適正に算定してください。〕

イ 適正な施設等の管理

事業完了後の施設等の管理が適正に行われる見込みがあること

ウ 事業計画の妥当性

- (ア) 事業要件との整合性が取れた適正な計画であること
- (イ) 施設等の規模が妥当であること
- (ウ) 事業費の積算が適正であること

エ 事業費負担の妥当性

提案者の負担について十分検討されており、かつ適正な資金調達計画及び償還計画が策定されていること

3 選定結果の通知等

事業承認者は、選定審査委員会の審査結果を踏まえ、交付候補者を選定し、交付候補者となった提案者に対してはその旨を、それ以外の提案者に対しては交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。また、当該通知においては、第6の1の申請に関する条件を付すことがあります。

選定の通知については、交付候補者となったことをお知らせするものであり、振興交付金の交付には、別途必要な手続きを経てください必要があります。

なお、交付候補者となった提案者が辞退等した場合、それに伴い、交付候補者とならなかった提案者の中から、交付候補者を選定する場合があります。その際には、該当する提案者に対して事前に連絡します。

※ 審査結果の公表及び通知は、農福連携支援事業のみを実施する地域と、整備事業（農福連携型）を含めて実施する地域それぞれで行います。

整備事業（農福連携型）を含めて実施する場合は、事業内容について別途詳細な審査が必要となりますので、農福連携支援事業のみを実施する地域と比較して、公表及び通知の時期が1～2ヶ月程度後になる予定です。

第6 事業の実施及び振興交付金の交付に必要な手続等

1 振興推進計画等の申請及び承認

交付候補者は、事業承認者から交付候補者となった旨の通知を受けてから1月以

内に振興推進計画等を事業承認者に申請し、その承認を受けてください。

なお、振興推進計画等の事業内容や対象経費の精査等のため、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの日時等については、交付候補者へ事前に連絡します。

また、振興推進計画等の承認に当たり、対象経費を確認するため次に定める資料が必要となりますので振興推進計画等に添付してください。対象経費の精査の結果によっては、振興交付金の対象経費とならない場合がありますので御了承願います。

(1) 賃金及び謝金については、単価の適正な根拠資料

※ 別添の「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」を十分参照の上作成してください。

(2) 旅費については、旅費規程など適切な根拠資料

(3) 委託料については、積算、見積書等の複数者からの根拠資料

2 交付金の支払手続

事業承認者は、振興推進計画等を承認したときは、交付候補者に対して交付金割当通知を送付し、承認された事業に割り当てる振興交付金の額をお知らせします。

交付候補者は、割り当てられた振興交付金の額を踏まえ、交付等要綱の第10に定める交付申請書を作成し、事業承認者（農村振興局長については、農林水産大臣と読み替えるものとし、以下この号において同じです。）に提出してください。

事業承認者は、当該交付申請書を審査した上で適切と認められる場合には、交付候補者に対して交付決定通知を行います。

交付候補者は、交付決定通知の通知日以降に、振興推進計画等に記載された振興交付金の対象となる事業を開始することができます。交付決定通知の通知日より前に発生した経費は、原則として交付の対象になりません。

振興交付金の支払方法は、事業終了後の精算払（後払いかつ実績精算とします。）を原則とします。支払に関する手続は、以下のとおりです。

(1) 交付候補者は、振興交付金の対象となる事業を実施した年度の翌年度の4月10日又は事業完了の日から起算して1月を経過した日のいずれか早い期日までに、別に定める実績報告書を作成し、領収書等の写しを添付して、事業承認者に提出してください。

(2) その後、事業承認者において、提出された実績報告書と領収書等の写しを審査の上、交付決定額の範囲内で、実際に使用された交付対象経費について交付金の交付額を確定し、確定通知を送付します。当該確定通知後、振興交付金が支払われます。

第7 その他

提案が採択された場合には、交付候補者に対して、事業評価年度以降、事業実施に伴う事業効果の把握のための調査について協力をお願いすることがあります。調査には必ず協力していただきますので予め御承知おきください。また、調査内容によっては、地域協議会の構成員や連携団体に御協力をいただくこともありますので、地域協議会構成員や連携団体へ周知していただくようお願いいたします。

第8 問合せ先及び書類提出先

お問合せについては、以下の連絡先に電話により御連絡いただくようお願いいたします。
(問い合わせ時間：10:00～12:00 及び 13:00～17:00 ※平日のみ)

なお、提案書等の提出先は、原則として以下のとおりとします。

取組地域	問合せ先及び提案書等の提出先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 農福連携推進室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL：03-3502-8111（内線5448）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL：022-263-1111（内線4118、4199）
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL：048-600-0600（内線3412）
新潟県、富山県、石川県、福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL：076-263-2161（内線3487、3485）
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL：052-201-7271（内線2527、2571）
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL：075-451-9161（内線2595、2591）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL：086-224-4511（内線2514、2563）
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL：096-211-9111（内線4624、4623、4627）
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL：098-866-0031（内線83326、83336）

参考

事業実施の手続等については、本要領の第6に定めるほか、詳細を実施要領別記5の第3に定めることとしておりますので、今後の手続の参考としてください。

また、事業実施後の評価及び事業の遂行状況の報告等については、下表のとおり、交付等要綱に定めているほか、令和4年度事業の評価について定めた「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和5年2月9日付け4農振第2678号農村計画課長・都市農村交流課長通知）が同様に令和5年度事業にも適用されることが想定されるため、事業実施中及び実施後の手続の参考としてください。

主な関連事項	交付等要綱／実施要領
<p>事業実施結果の評価等</p> <p>① 事業実施後の事業実施結果の評価、事業実施に係る状況報告について</p> <p>② ①の評価における評価基準等</p>	<p>① 交付等要綱 第7 実施要領 別記5 第9、第10</p> <p>② 「農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について」の制定について（令和5年2月9日付け4農振第2678号農村計画課長・都市農村交流課長通知）</p>

別表 1 (第 2 関係)

事業名	事 項	事業内容	選定要件	交付率及び助成額
農山漁村発 イノベーション シヨ ン推進 事業	1 農福連携型の うち農福連携 支援事業	農福連携に取り組む農林水産物生産施設等の管理者及び当該施設に従事する障害者等による以下の取組 ア 専門家の指導により農林水産物の生産技術、加工技術、販売手法、経営手法等を習得するための研修、視察、ユニバーサル農園の開設、運営、移動式トイレの導入等 イ 分業体制の構築並びに作業手順の図化及びマニュアル作成	事項 1 及び 2 の事業を行う場合にあつては、1 から 7 までの要件を全て満たすこと。 1 農林水産物等の生産、地域内での販売等、地域コミュニティへの貢献及び地域交流に係る取組並びに障害者等の作業の内容に係る通年計画を策定すること。 2 事業実施主体が農福連携の取組により障害者等を受け入れる農業生産施設等の存する土地が都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 7 条第 1 項に規定する市街化区域内にある場合にあつては、次に掲げるいずれかの土地を利用していること。 (1) 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号) 第 3 条第 1 項に規定する生産緑地地区内の農地 (2) 都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定められた基本方針、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (3) 農地以外の土地であつて、都市計画法等により農福連携の	1 交付率は、定額とする。 2 各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり 150 万円とする。ただし、事項 2 に掲げる事業の整備メニューのうち経営支援と併せて実施する場合にあつては、各年度の助成額の上限は、一事業実施主体当たり 300 万円とする。 3 分業体制の構築及び作業マニュアル作成を行う場合にあつては、40 万円を助成の上限として、事業開始年度の助成額に加算できるものとする。 4 1 から 3 までにかかわらず、目標年度(事業開始年度から起算して 3 年目の年度)に要する経費については助成しない。
農山漁村発 イノベーション シヨ ン整備 事業	2 農福連携型	障害者等の雇用又は就労を目的とする農林水産物生産施設(簡易な農地の整備を含む。)、農林水産物の加工販売施設若しくは高齢者の生きがいの創出及びリハビリを目的とした農林水産物生産施設又はそれらの附帯施設	(1) 生産緑地法(昭和 49 年法律第 68 号) 第 3 条第 1 項に規定する生産緑地地区内の農地 (2) 都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づき定められた基本方針、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づき定められた基本計画等において、保全の方針が示されている農地 (3) 農地以外の土地であつて、都市計画法等により農福連携の	1 交付率は、2 分の 1 以内とする。 2 一事業実施主体当たりの助成額の上限は、整備メニューごとに次のとおりとする。 (1) 簡易整備(比較的安価な設備投資による農業生産施設及び附帯施設の整備)については、200 万円とする。 (2) 高度経営(収益性の高い複合的な経営形態の導入又は農林水産物の

		<p>(休憩所、農機具収納庫、駐車場、給排水施設、衛生設備、安全設備等)の整備</p>	<p>取組を行う農業生産施設等としての利用が認められている土地</p> <p>3 目標年度までに、事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する障害者又は生活困窮者の人数が5名以上増加すること。ただし、生活困窮者を含む場合その過半数は障害者であるものとする。</p> <p>また、事項1の事業において、事業内容がユニバーサル農園の開設及び運営のみである場合は、前段及び4において「農林水産物生産施設等で作業に従事する」「ユニバーサル農園で農作業を体験する」と読み替える。</p> <p>4 事業実施主体が整備した農林水産物生産施設等で作業に従事する者が障害者ではなく高齢者である場合にあっては、目標年度までに、当該施設を利用する高齢者の数が5名以上増加すること。</p> <p>5 原則として、事項1の事業と事項2の事業は、併せて実施すること。</p> <p>6 事項2の事業における農林水産物生産施設等及び農林水産物</p>	<p>生産、加工、販売等を併せて行う農林水産物生産施設等の整備)については、1,000万円とする。</p> <p>(3) 経営支援(農福連携の取組を通じて経営改善を積極的に進めるために必要となる農業生産施設等の整備)については、2,500万円とする。ただし、第5の2の(2)に掲げるアからエまでの条件を満たす場合に限る。</p> <p>(4) 介護・機能維持(高齢者の介護、機能維持、機能改善等の介護福祉を目的とした農林水産物生産施設及び附帯施設の整備)については、400万円とする。</p> <p>3 1及び2にかかわらず、目標年度(事業開始年度から起算して3年目の年度)に要する経費については助成しない。</p>
--	--	---	---	--

			<p>加工・販売施設の整備への助成については、障害者等が当該施設における作業行程に携わる部分に限る。</p> <p>7 実施要領別記5の第5に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>※ 上記1の「地域内」とは、農福連携の取組を行う農林水産物生産施設等が所在する市区町村の区域内をいう。</p>	
--	--	--	--	--

別表 2 (第 3 の 1 関係)
 目標及び指標の例

事業名及び事業内容	目標	指標 (単位)
1. 農山漁村発イノベーション推進事業 (農福連携型のうち農福連携支援事業)	障害者等の雇用・就労の拡大、賃金の向上、販売金額の増加等	障害者等雇用者数 (人) 障害者等就労者数 (人) 雇用に至る障害者等の人数 (人) 就労に至る障害者等の人数 (人) 障害者等雇用日数 (日/年) 障害者等就労日数 (日/年) 作業請負面積 (ha) 作業請負時間 (時間/年) 一人当たりの平均工賃 (円/年) 販売金額 (円) 交流人口 (人)
2. 農山漁村発イノベーション整備事業 (農福連携型) (1) 農福連携の取組を行う農林水産物生産施設及びその附帯施設 (2) 農福連携の取組を行う農林水産物生産施設で生産されたものの加工・販売施設 (6次産業化)	障害者等の雇用・就労の拡大、賃金の向上、販売金額の増加等 上記と同じ	障害者等雇用者数 (人) 障害者等就労者数 (人) 雇用に至る障害者等の人数 (人) 就労に至る障害者等の人数 (人) 障害者等雇用日数 (日/年) 障害者等就労日数 (日/年) 作業請負面積 (ha) 作業請負時間 (時間/年) 一人当たりの平均工賃 (円/年) 販売金額 (円) 交流人口 (人) 農林水産物加工割合 (%)

別表3（第3の1関係）

農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策（農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型））の対象経費

別表1の事項1の農福連携支援事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	内 容
1 賃金	臨時に雇用される事務補助員等の賃金
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び日額旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度毎の事業費の5割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成21年3月18日付け20経第2075号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の4の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料（リース方式により移動式トイレを導入する場合は、実施要領案別記5の第5の4による。）
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が3年以下のものに限る。）
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし、退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等（耕作に供する等の経常的なものを除く。）
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が3年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等